

受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

令和6年11月21日
第186回社会保障審議会
医療保険部会

資料3
一部改変

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンの
モバイル端末・PC端末に接続した汎用カードリーダーでの読み取りについてご案内ください

マイナンバーカードを
持っていない方の場合

確認できた

問題なし

資格確認書

資格確認書 有効期限
XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証 カード



スマホ



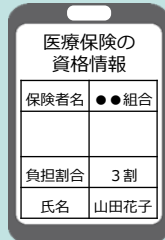
※カードは電子証明書の
有効期限後3カ月間は
オンライン資格確認可

何らかの事情でスマートフォンの
読み取りに失敗した場合

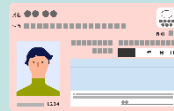
・何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合 (※)
or
・オンライン資格確認導入義務化の対象外の場合

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

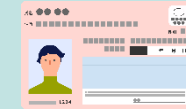


※マイナポータルから
ダウンロードしたPDF
ファイルも可



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要



その場でマイナポータルにログインし、
表示された資格情報の画面を提示
※この場合、実物のマイナンバーカード
の提示は不要

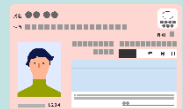
【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で
請求に必要な
資格情報を把
握していれば、
患者への口頭
確認



【初検の場合】

月内の次回受
療時など、患
者に対して、
被保険者番号
等を**事後的に
確認が必須**



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を療養費支給申請書に記載して療養費請求をしてください
※オンライン資格確認等システム（マイナ資格確認アプリ）では施術の翌月末まで事後的に被保険者番号等の確認が可能です

(※) マイナンバーカードをかざしたが「この資格は無効です」・「取得失敗」と表示された場合
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等